

# 整 友 会 会 則

昭和35年2月12日施行  
昭和62年5月22日改正  
平成7年5月30日改正  
平成9年5月26日改正  
平成11年5月26日改正  
平成15年5月23日改正  
平成27年5月27日改正

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は整友会と称する。
- 第2条 本会は事務所を会長事業所に置く。
- 第3条 本会は自動車整備業界の重要性を認識し、会員相互の緊密な結合と親睦をはかる中で、種々な情報交換をすることにより、会員企業の健全な発展及び共存共栄の実を挙げることを目的とする。

## 第2章 会 員

- 第4条 本会は下記に掲げる者を以って会員とする。  
運輸局札幌陸運支局管内の認証自動車整備業者、並びにこれに準ずる者
- 第5条 会員として新に入会せんとする者は、所定の手続きし役員会で承認し、例会で決定を得なければならない。
- 第6条 会員は下記に該当する者は会員の資格を失う。
- (1) 廃業又は転業した者。
  - (2) 本会則に違反した者。

## 第3章 事 業

- 第7条 本会は第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- (1) 会員の親睦、連絡、協調などに資するための有効なる事業。
  - (2) 会員の人格、知識の向上に資するための有効なる事業。
  - (3) その他本会の目的を達成するための必要な事業。
- 第8条 前条の目的を達成するために別に委員会を置くことができる。

## 第4章 役員

第9条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	3名以内
<u>総 務</u>	<u>2名以内</u>	<u>会 計</u>	<u>2名以内</u>
会計監査	2名	厚生委員	3名以内

第10条 会長は会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し会長が事故ある時は之に代る。

会計監査は会計を監査し総会において報告する。

第11条 役員は総会において会員より選出し会長、副会長、総務、厚生、会計、会計監査を定める。但し役員の補選は例会の承認を得るものとし、任期は前任者の残存期間とする。委員会の委員は会長、副会長の合議の上会長が委嘱する。

第12条 役員の任期は2ヵ年とする。但し重任を妨げない。

第13条 本会には、顧問、相談役を置くことができる。役員会に計り会長が委嘱する。

## 第5章 総会及び例会

第14条 例会は隔月1回開催する。例会における幹事は会員の輪番制とする。

第15条 総会は会員の過半数の出席により成立し、その決議は過半数を以て行うものとする。

第16条 会員は総会に出席し、議決権を行使することを代理人に委任することができる。

第17条 前条における代理人は本会の会員でなければならない。

第18条 会員あるいは役員の要求により必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

第19条 総会は年1回開催しなければならない。

## 第6章 会 計

- 第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。
- 第21条 本会の経費は会費並びに寄付金、その他の収入を以て運営とする。
- 第22条 本会の会費は下記の通りとする。
- (1) 年会費は 48,000円とする。
  - (2) 年会費は総会后、翌月末までに全額を納めるものとする。
  - (3) 会費納入後は如何なる事業所といえども返還しない。
  - (4) 期の中で入会した場合の年会費は月割りとする。
- 第23条 本会は本会の発展のために適当なる援助を受けることができる。
- 第24条 会員の慶弔などの見舞金については付則によりこれを行ない、例会あるいは総会において報告しなければならない。
- 第25条 本会会則の改変は凡て総会の決議に依る。

### 附 則

#### 慶弔、見舞金規定

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 会員が結婚した場合                                     | 10,000円 |
| (2) 会員が入院した場合(30日以上)                              | 10,000円 |
| (3) 会員が死亡した場合                                     | 10,000円 |
| (4) 会員の配偶者が死亡した場合                                 | 10,000円 |
| (5) 会員の主たる事務所が新築した場合                              |         |
| (6) 全項以外の慶弔に関しては役員会で決定する。ただし、緊急を要する場合は会長がこれを決定する。 |         |

本会は昭和35年5月12日よりこれを施行する。

本会は昭和62年5月22日に一部改正し施行する。

本会は平成7年5月30日に一部改正し施行する。

本会は平成9年5月26日に一部改正し施行する。

本会は平成11年5月26日に一部改正し施行する。

本会は平成15年5月23日に一部改正し施行する。

本会は平成27年5月27日に一部改正し施行する。